

東電柏崎刈羽原発所長「申し訳ない」も「記録なし」

戸松康雄 2021年5月14日 9時00分 朝日新聞デジタル



記者会見で話す石井武生・柏崎刈羽原発所長=新潟県刈羽村の東京電力柏崎刈羽原発ビクターズハウス

【新潟】東京電力柏崎刈羽原発で2015年8月に協力企業の作業員が父親のIDカードで原発構内のゲートを通過した問題で、同原発の石井武生所長は13日、「警備に脆弱(ぜいじゃく)さがあったことで、地域の皆さまに大変な不安・心配をおかけし、申し訳なく思っている」と陳謝した。一方、東電、原子力規制庁とも事案の報告や改善策の指示などに関する「記録がない」としており、双方が重大な問題ととらえていなかった可能性がある。

この問題では、作業員はIDカードがまとめられた収納箱から自分の名字がテープで貼られた父親のカードを取り出し、身につけて周辺防護区域のゲートを通過。警備員はカードの顔写真と見比べて違和感を覚えたが、作業員がカードに記された名字を名乗ったことや、混雑時間帯に確認に時間をかけると、入域を急ぐ他の人に迷惑をかけると思い、止めなかった。防護区域のゲートで警報が鳴り問題が判明。東電によると、当日、原子力規制庁に通報し、翌月に注意喚起のため、概要を社内や協力企業に知らせた。

石井所長はこの日の記者会見で「当時の運用では公表する事案ではなかった」と説明。「(規制庁の)検査の中で指摘がなかったとすると、規定などに抵触するものではなかったと考えている」と述べた。

同原発では昨年9月、社員が他人のIDカードで中央制御室に入る問題が発生。カード管理や警備態勢に関して、6年前と共通する課題が浮き彫りになった。12日夜の「地域の会」でも委員から「15年当時に厳しい対応を取っていれば、昨年9月のような大きな問題は起きなかったのではないか」との指摘があった。

13日の会見では、規制庁への報告や、同庁からの指示、改善策に関する質問が相次いだ。石井所長は「記録がなく、探しているところだ」との回答を繰り返した。一方、原子力規制委員会の更田豊志委員長は12日の記者会見で「規制庁から記録がないとの報告を受けている」と述べた。

東電は不正入室とテロ対策不備の問題で9月23日までに根本的な原因分析などの報告を求められている。記録がないままでは、6年前の事案について踏み込んだ調査ができるか、はっきりしない。(戸松康雄)

② その他の検査指摘事項

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 深刻度
実用発電用原子炉			
1	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）	業務上不要となったIDカードについて、無効化措置は実施したものの、回収を怠っていたもの。※1	緑 SL IV
2	四国電力株式会社伊方発電所における核物質防護事案（物理的防護）	閉止措置が十分でない開口部があったもの。※1※2	緑 SL IV
3	中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）	作業等のため必要性のある者が、一時立入承認手続きの一部を経ずに入構したものの。※1	緑 SL IV
4	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	区域境界に管理されていない通路扉があったもの。※1※2	緑 SL IV
5	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（立入承認・出入管理）	立入りに関して所定の点検が行われていない出入口があったもの。※1※2	緑 SL IV

資料要求

1. 柏崎刈羽原子力発電所の2015年ID不正事案に関する令和3年5月12日記者会見における更田委員長の発言にある「書類」について
 - ① 公文書管理法第10条に基づく「原子力規制委員会行政文書管理規則」別表第一にもとづく保存期間と別表上の該当事項欄
 - ② 同別表第一により30年間保存されている「廃棄簿」（1の名称、廃棄日時その他が記載されたページ）

(回答)

お尋ねの保存期間について、原子力規制委員会文書管理規則第14条第1項に基づき核セキュリティ部門が平成30年に制定した現在の保存期間表は3年としていますが、それ以前は、例えば文書による報告がなされていた場合には、1年未満の行政文書ファイルとして取り扱い、廃棄していたものと考えられます。（別添参照）

核セキュリティ部門における行政文書の保存期間基準（保存期間表）【抜粋】

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
39	被規制者等との面談、通報及び連絡に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	① 被規制者等との面談において用いる文書	3年	・面談に関する文書
		② 被規制者等からの通報及び連絡に関する文書		・通報に関する文書 ・連絡に関する文書

資料請求

2. 2020年に発生2021年に原子力規制委員会に報告されたとするID不正事案に関する東電からの報告に関する記録について（文書）について
 - ①その記録そのもの。
 - ②①の保存期間と別表上の該当事項欄

(回答)

- ①お尋ねの「文書」は、核物質防護の観点から公開を差し控えさせていただきます。
- ②お尋ねの保存期間は、核セキュリティ部門が定める保存期間表で5年としています。（別添参照）

核セキュリティ部門における行政文書の保存期間基準（保存期間表）【抜粋】

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
12	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由
23	法令に基づく報告及び検査その他の指導監督（1の項から22の項に掲げるものを除く）	①法令に基づく報告及び核物質防護検査等の内容が記録された文書	5年	・報告 ・核物質防護検査 ・上記検査に準ずる核物質防護調査
		②法令に基づく違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書		・是正措置の要求 ・是正措置
		③その他		・核物質防護検査官身分証明書の交付・抹消 ・指示文書等に基づく報告書（評価等を行った場合それを含む） ・各種業務マニュアル